

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年11月27日
【会社名】	旭化学工業株式会社
【英訳名】	ASAHI KAGAKU KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉浦 武
【本店の所在の場所】	愛知県碧南市港南町二丁目 8 番地14 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所 で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	愛知県安城市城ヶ入町広見133番地 3
【電話番号】	(0 5 6 6) 9 2 - 4 1 8 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 奥村 哲男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番地 1 号)

1【提出理由】

平成27年11月26日開催の当社第49期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年11月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円00銭 総額10,946,949円

効力発生日

平成27年11月27日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に関する所要の変更をするもの及び業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、杉浦 武、杉浦 求、岡野 篤、奥村哲男、杉浦 誠及び手島 淳の6氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、鈴木哲男、異相武憲及び小島正志の3氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額1億5千万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額2千万円以内とするものであります。

第7号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役4名に対し、役員賞与総額5,686千円を支給するものであります。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役を退任する異相武憲氏及び小島通正氏に対し、在任中の功労に報いるため、退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	22,142	58	-	(注)1	(注)4 可決 90.89
第2号議案	22,173	27	-	(注)2	(注)4 可決 91.01
第3号議案				(注)3	(注)4
杉浦 武	22,125	75	-		可決 90.82
杉浦 求	22,092	108	-		可決 90.68
岡野 篤	22,127	73	-		可決 90.82
奥村 哲男	22,123	77	-		可決 90.81
杉浦 誠	22,126	74	-		可決 90.82
手島 淳	22,127	73	-		可決 90.82
第4号議案				(注)3	(注)4
鈴木 哲男	22,153	47	-		可決 90.93
異相 武憲	22,153	47	-		可決 90.93
小島 正志	22,153	47	-		可決 90.93
第5号議案	22,088	112	-	(注)1	(注)4 可決 90.66
第6号議案	22,087	113	-	(注)1	(注)4 可決 90.66
第7号議案	22,045	155	-	(注)1	(注)4 可決 90.49
第8号議案	22,064	136	-	(注)1	(注)4 可決 90.57

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

4. 賛成割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、原案の賛否に対して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

5. 比例の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上